は当該出力書面又は当該証拠説明書に代えて、当該個人特定事項に代えて同条第二項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条第五項前段の規定により定めた事項を記載し、又は記録した書面又は記録媒体を相手方に送付しなければならない。

6　前項の規定は、第四項本文の規定による直送がされた場合には、適用しない。

7　第五項ただし書の規定により送付する書面又は記録媒体については、第二十四条の規定を準用する。

［削る］

第三十一条　削除

（鑑定人の宣誓）

第三十二条　鑑定人の宣誓は、裁判長が、鑑定人に対し、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、鑑定人がこれを述べることができないときは、裁判長は、鑑定人に宣誓書（良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。第三項及び第五項において同じ。）に署名させ、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2　宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。

3　裁判長は、相当と認めるときは、第一項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

4　裁判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、虚偽鑑定の罰を告げなければならない。

5　［略］

（証人等の陳述等の調書記載の省略等）

第三十三条　損害賠償命令事件に関する手続における口頭弁論又は審尋の調書については、裁判長の許可を得て、証人、鑑定人、参考人若しくは当事者本人（次項及び次条において「証人等」という。）の陳述又は検証の結果の記載を省略することができる。この場合において、当事者は、裁判長が許可をする際に、意見を述べることができる。

［2　略］

4　［新設］　前項ただし書の規定により送付する書面については、第二十三条の規定を準用する。

（証人等の宣誓）

第二十七条　証人の宣誓は、尋問の前にさせなければならない。ただし、特別の事由があるときは、尋問の後にさせることができる。

2　宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。

3　第一項の宣誓は、裁判長が、証人に対し、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、証人がこれを述べることができないときは、裁判長は、証人に宣誓書（良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載した書面をいう。次項において同じ。）に署名させ、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

4　裁判長は、相当と認めるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

5　裁判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、偽証の罰を告げなければならない。

6　前各項の規定は、当事者本人の尋問及び損害賠償命令事件において当事者を代表する法定代理人の尋問について準用する。

［新設］

（鑑定人の宣誓）

第二十八条　鑑定人の宣誓は、裁判長が、鑑定人に対し、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、鑑定人がこれを述べることができないときは、裁判長は、鑑定人に宣誓書（良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。第三項において同じ。）に署名させ、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2　前条第二項、第四項及び第五項の規定は、鑑定人に宣誓させる場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前項ただし書」とあるのは、「次条第一項ただし書」と読み替えるものとする。

［新設］

［新設］

3　［同上］

（証人等の陳述等の調書記載の省略等）

第二十九条　損害賠償命令事件に関する手続における口頭弁論又は審尋の調書については、裁判長の許可を得て、証人、鑑定人、参考人若しくは当事者本人（次項において「証人等」という。）の陳述又は検証の結果の記載を省略することができる。この場合において、当事者は、裁判長が許可をする際に、意見を述べることができる。

［2　同上］